意見書案第１０号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成

の拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を宗像市議会会議規則第１４条第１項の規定により、次のとおり提出する。

平成２６年９月２６日

宗像市議会議長　吉田　益美　様

提出者　宗像市議会議員　植木　隆信

賛成者　宗像市議会議員　花田　鷹人

賛成者　宗像市議会議員　北﨑　正則

賛成者　宗像市議会議員　岡本　陽子

賛成者　宗像市議会議員　杉下　啓惠

提案理由

わが国には３５０万人以上のウイルス性肝炎、特にＢ型・Ｃ型肝炎の患者がいるといわれ、国の法的責任が認められ、肝炎対策基本法等に基づく一部の医療費助成が、現在行われている。しかしながら、対象となる医療がＢ型・Ｃ型肝炎ウイルスの減少を目的とした治療に限定されているため、肝硬変・肝がん患者は、医療費助成の対象から外れている。

よって、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、新たな具体的措置を講じるよう求めるため関係各機関に意見書を提出するもの。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

わが国においてウイルス性肝炎、特にＢ型・Ｃ型肝炎の患者が合計３５０万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とＢ型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方､特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成２３年１２月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日１２０人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

１ ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

２ 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２６年　　月　　日

福岡県宗像市議会議長　吉田　益美